



鵝巢小説

乾



曾
773
146

鶴泉小玩巻と

治術

大斷玩極の時時日光御舟具法修付の付結構以御
法蔵の物中御宝塔の事以全紙首之先ハ御棺の
上小蓋ひの中塔めくハ大事の物ハ取替付てそ續き
トハ初メ丈夫ハ法作付度との取めく或ハ鉄トて
法修付以紙ハ石トくハ法修付トウ久トクハ修付ト
外ト其耐分松年仔立者及カ智深トウハ有金紙
外トハト付時向出也トハハ向出也トハハ天徳唐ト
存法トハ先ト取所奉付トハハ智恵集ト人のトハ
トハ智の深き事深きトハハ人トハハハ也也取人ト
分利取トハトハトハ上意トハハ也トハハトハハ



大正二年一月廿五日
中村権雄氏贈

中にて抽く。卷量有る人今又感く。中事と。以て
沖城と頼統。江戸大町と。野原と。成り。早速。立。江戸
の諸大名。石。州。帰。國。の。沖。帳。下。領。國。立。所。一。致。之。め。と。公
紀。伊。大。納。言。孫。以。用。法。成。以。の。介。以。是。收。成。之。れ。此。最。を。證
固。よ。新。立。所。と。江戸。一。以。存。ひ。て。成。成。時。良。が。取。是。何。の
後。に。其。上。一。流。之。流。の。事。此。方。か。く。相。決。も。も。か。し。不
中。事。伊。豆。石。元。信。孫。の。事。あ。り。よ。此。最。を。證。と。以。存。ひ。て。成
との。事。と。伊。豆。石。元。信。孫。の。事。あ。り。よ。此。最。を。證。と。以。存。ひ。て。成
あ。り。よ。此。最。を。證。と。以。存。ひ。て。成。成。時。良。が。取。是。何。の
後。に。其。上。一。流。之。流。の。事。此。方。か。く。相。決。も。も。か。し。不
中。事。伊。豆。石。元。信。孫。の。事。あ。り。よ。此。最。を。證。と。以。存。ひ。て。成
との。事。と。伊。豆。石。元。信。孫。の。事。あ。り。よ。此。最。を。證。と。以。存。ひ。て。成

成。後。以。て。其。最。を。證。と。以。存。ひ。て。成。成。時。良。が。取。是。何。の
後。に。其。上。一。流。之。流。の。事。此。方。か。く。相。決。も。も。か。し。不
中。事。伊。豆。石。元。信。孫。の。事。あ。り。よ。此。最。を。證。と。以。存。ひ。て。成
との。事。と。伊。豆。石。元。信。孫。の。事。あ。り。よ。此。最。を。證。と。以。存。ひ。て。成
あ。り。よ。此。最。を。證。と。以。存。ひ。て。成。成。時。良。が。取。是。何。の
後。に。其。上。一。流。之。流。の。事。此。方。か。く。相。決。も。も。か。し。不
中。事。伊。豆。石。元。信。孫。の。事。あ。り。よ。此。最。を。證。と。以。存。ひ。て。成
との。事。と。伊。豆。石。元。信。孫。の。事。あ。り。よ。此。最。を。證。と。以。存。ひ。て。成

宣おはせむ共ぬ此を江戸中より事お成りてハ多由
 下仕よりおき候國よその成るぬ此方も寛くう答後
 考申とも防戸候は末に申候候もさう御申候ハ
 大細を御尋の外に感取候成一とむなるよし此に共
 後に戸中朱拂底被_レしを平令と候ハ此に依
 有きよし法程を御切申候申御一儀の變場もよく
 是子候_レし御申候は紙取り候と江戸以外も承る候ハ
 近頃の若形り候り候と承紙をせり候と承候山よ
 辰成候り候と承候の承方申候とも承量候り候と承候申
 上申初ま申候申候ハ不承候ハ候候申候及候力一をい候ハ御申
 殿有既候御代御由申候事申候と其後雨の年大
 大事の承方候とも承候は御申候候と法國の況人を止め

系の大佛滅後一紅葉山の山日社以上野(移り)申
 候成申常人の及び申候候と御申候今より天下
 泰平の功申候一祖宗の御遺徳申候候ハ候と申候及候ハ
 社稷のほと一御申

瞻言

一御多中務を補及の家小元祖中務及は御來の曾有と
 是ハ御友次信う著申候青少と東照宮は傳候て御申
 平八郎は御申候と方候候候ハ此曾及申候者御申候不承候ハ
 御一御友次信う著申候御一御子信濃も御一
 其候御申候ハ信濃も及申候御一御澤候御申候御一御遠江御申候
 候候候御申候御一御家御申候御一御多御申候御一御次信う著
 申候候御申候御一御事御申候御一御遠江御申候御一御
 御一御事御申候御一御事御申候御一御事御申候御一御事御申候

中はても此方印目よりけり此の事ありきと云ふは概して
此の領地成りし事一合兵不棄んれを共嘗入不中なる
所一から者よりをよゆとありきと云ふは概して八王寺の
城と云ふは法親武功有不言言と共討ち中より一
共取ら流し此嘗傳り常は如何の御と云ふは今又
中務及家より有るは此度新井氏と云ふは概して常一
新井氏相伝めと云ふは概して承り中 文照流極毛
中務及家上覧成りし事一其後中務及中より一此度も
下層及より有るは概して承り中 文照流極毛
常と云ふは概して承り中 文照流極毛
めと云ふは概して承り中 文照流極毛
介方より有るは概して承り中 文照流極毛

正徳六年
正月

是ハテ秋めと云ふは概して承り中 文照流極毛
統り中 文照流極毛
成下より一其後中務及中より一此度も
徳川家大將めと云ふは概して承り中 文照流極毛
と云ふは概して承り中 文照流極毛
めと云ふは概して承り中 文照流極毛
ち度中より一其後中務及中より一此度も

機察

一 大久保左衛門 或時信濃守及中務及中より一此度も
波しと云ふは概して承り中 文照流極毛
其子細八守我十郎及中務及中より一此度も
中より一其後中務及中より一此度も

つれづれに自ら心成の事修めたり一節の如く
群の介感をもく思資と云はれぬに摺約の時分も介別
の方務まゆゆの今又不審なる海あり一節の如く
さうさうあるもゆゆ

一常憲院極御代甲斐守飛澤守及所奉行三村分所
方公事の家来もも所取りの沙汰の由ありゆゆに
以の介とり節りて云せ不審に或時町人の名之女と二
人同たりし一節此者人ハ純子とて此娘
の父此る九死一生に於てゆゆに夫有右の父ゆゆに此娘不孝
者ゆゆに太切の病中ゆゆ一度も看病も不仕其と相果不ゆゆ
おしくゆゆに自刃縁組の役ゆゆにゆゆにゆゆに不仕ゆ
者ゆゆにゆゆにゆゆにゆゆにゆゆにゆゆにゆゆにゆゆに

より桐の内は飛澤守及守節先續し小寄取一節
付其次の云事と修し守節ゆゆに内組の同心と呼びゆゆ
書付ゆ物と云ゆゆに著ゆゆに右の同心をゆゆに又紅紙書付ゆ
拙紙飛澤守及一相違し一書ゆゆに右の娘次側ゆゆにゆゆに
其方父一不孝の極子ゆゆにゆゆにゆゆにゆゆにゆゆにゆゆに
分しゆゆにゆゆにゆゆにゆゆにゆゆにゆゆにゆゆにゆゆに
名之取ゆゆに右の父類の娘ゆゆにゆゆにゆゆにゆゆにゆゆに
ゆゆにゆゆにゆゆにゆゆにゆゆにゆゆにゆゆにゆゆにゆゆに
飛澤守及守ゆゆにゆゆにゆゆにゆゆにゆゆにゆゆにゆゆにゆゆに
取名ゆゆにゆゆにゆゆにゆゆにゆゆにゆゆにゆゆにゆゆにゆゆに
ゆゆにゆゆにゆゆにゆゆにゆゆにゆゆにゆゆにゆゆにゆゆに
ゆゆにゆゆにゆゆにゆゆにゆゆにゆゆにゆゆにゆゆにゆゆに
ゆゆにゆゆにゆゆにゆゆにゆゆにゆゆにゆゆにゆゆにゆゆに

極め重なり度此色の町人何れに改行と大かゝ縁者も極め
 ようやく判右の媒町人も是しよは是の意中よりしめて媒の
 者もあも吟味致されぬに右の執約をせしめ極く他母ハ
 刑罰の中より付くはも罪に際しん又迷惑に仕る此度々
 宥免致ん又死後あても此母に對し少くも不承不承有る
 けりて為罪罪を中後しはね此の所獲中獲致主母免
 せ耐分六支と申しゆく相違りぬと後考へてと云ふ忠告
 よし相違りぬ

勸學

一右飛澤書及ハ中書道題と親類飛澤書及ハ或付飛澤書及ハ
 道題中ハハ自命公事と申す中ハと申す如く如く如く如く成
 極子と云ふ大共批判極なる父母の爲の公事と云ふ理非の

一偏と云ふ是の者も元來又よ非有るも子と云ふ
 不中管と申す決ハ合意と云ふ是ハ不學如く申されぬハ
 飛澤書及對の外感心と云ふは後學同致さるもよし
 是又主羽也況と云ふ

諷諫

一板倉周防書及東都新聞時代の時分与木伴勢書及他洞時
 めく在系の時分周防書及江戸此系よりハ何付成有
 ともぬ大共少法と云ふ周防書及ハ伴勢書及申されぬハ
 如何程の奴と云ふ同系と云ふ申す事ハハ周防書及他
 是好りぬ大共是る他洞の時執題申すは有手承者合不申すハ
 くとハ心元かくハ飛澤書及申す中ハハ伴勢書及主奴と云
 以氣をなくハ裁と云ふ法の奴ハ執題申すは申す事ハハ周防

ちかそれをうへ葉塔りて一以進付て其越とく聖旨を乞
て戸へ下向る葉のこく仙洞は住人の進む六歌月の
霊佛霊社神明禮て法成を付伴賜る及出待よ一は江
戸は相候し不中して八法成中なる其内少侍て法遊者
法中と名取まきくそ候ふなる仙洞神明礼遊されとハ
不任お付のし一付し中ら言ふ事と形よは修むとハ長及
と心取返りて一送辨のたままきく伴賜る候たり神勝も
法中にて法遊ハ社法に因るけ聖恩の者少く仰返され候り
お中してハ不任候ふ此上ハ神幸の道候きまると下ハ押と
お通りなりと忍入の法は鳳舞よ向ひ奉り一夫一侍はなるハ
忽天命めく暇をくみ下ハ其故に因るの奉りて其
社法も亦力回ふは法法法なるハ容易かなは法遊り法遊

わたくし有る所のる法中と名ぬハ神幸相止中ム

雅量 二ヶ條

一 御尚書辰松平之友法政ハ 嚴有統極神地界之時分此並ハ心を留
安く居在仕候 嚴有統極神地界之時分此並ハ心を留
法判發は相廻る候介と候ハ形も色も似合は候之友法政ハ
わが極の候なるが法中ハ御礼お祈り一首法中自ら
法法判發なる候お祈り
一 病の月の消ぬこそわかきされ候
わげとくいむより 何のころめ也
一 つの年う將軍家御上御神龍本或友法政を向と
中人も供奉めく候たり為丸光原にの分今も法中在
られ者ハ初秋の月と云耶と法中りらふ法中法中あり

一葉り分柳の糸のたぐりよるよ

新さへほろろ秋のこ日月

光廣の沖流をく何れも寂ふ此類の分い山くれば何
やく清きもくもくははくくあはひさきくそくさくはく
まふあひらや 白乐天の宅の會ふ元微之劉夢得
韋楚客三人あひゆりて金陵懐古と云類とて詩と
作りありう島錫先流くりらる

西晋樓船下益州 金陵主氣漠然秋 千尋鐵鎖沈江底

一片降旗出石頭 人世幾回傷往事 山形依舊枕寒流

今逢四海為家日 故壘蕭々蘆荻花

此詩どられは吾外の人と止ありとありと和漢吳地ありと
事お同

生財

一東照官の沖時天下の金銀不足ありと末と都成て厚く
はるる沖流のわきへ御堂と云法人の嘆きと云る中とて
沖流は流るる或時沖流は流るる内懸ふ和云作と呼寄せ
和云流るるせは中と其時分のゆふ金銀拂底靴の毒成
事のようは中とゆふ和云作の内一人中とゆふ作付たり
自他と金子と外流とせは和云とありと中と金子細と云
事ありの中とく和云とゆふ和云作のゆふ分とてハ中事ゆふ
かくい上極ふ流るるそれゆふ例の人と拂ひは遊ゆとく
沖流は流るる具とて下と名中と有右の人と和云とゆふ
共者とありとゆふとゆふと上意ありとゆふ和云とゆふ
はるる和云例の人とゆふ拂和云とゆふ和云とゆふは去年作

高師法人の難儀はうへ或は此位の仕振思ふにのみ或は
瑠子の波に振置ぬかへたかゝの波にうへも打ち又は此の
岩を半丸に法人むくく鬼神の柄を思ふる御宗の何
に果然と申す共は思ふなり今日申はなすか死力を尽くし
ゆく此位申すなれ此意の言を以て後生に為すゆゑに是の
御家滅亡のたねも思ふなり申すゆゑに御宗の流るる流るる
脇者の柄も思ふなりけり此の御宗の流るる流るるを御宗の
少くも思ふなり申すゆゑに御宗の流るる流るるを御宗の
伊波を著しく申すゆゑに御宗の流るる流るるを御宗の
玄菟を著しく申すゆゑに御宗の流るる流るるを御宗の
内脇を著しく申すゆゑに御宗の流るる流るるを御宗の
果は此位の回復申すゆゑに御宗の流るる流るるを御宗の

少くも思ふなり申すゆゑに御宗の流るる流るるを御宗の
是れこそ御宗を著しく申すゆゑに御宗の流るる流るるを御宗の
此意よ不慮にも申すゆゑに御宗の流るる流るるを御宗の
のうへ申すゆゑに御宗の流るる流るるを御宗の
を彼是れと扱ひ今此の位に申すゆゑに御宗の流るる流るるを御宗の
りて必う御宗の申すゆゑに御宗の流るる流るるを御宗の
居間(居間)の御宗の申すゆゑに御宗の流るる流るるを御宗の
居間(居間)の御宗の申すゆゑに御宗の流るる流るるを御宗の
御宗の申すゆゑに御宗の流るる流るるを御宗の
よそも御宗の申すゆゑに御宗の流るる流るるを御宗の
ゆりて申すゆゑに御宗の流るる流るるを御宗の
御宗の申すゆゑに御宗の流るる流るるを御宗の

よ〜中〜の〜方〜も〜道〜も〜業〜塔〜の〜一〜なり〜して湯漬と
さ〜の〜く〜と法華の其〜も〜く賜るは手は〜なり先刻もふ
うけぬ賜るの方中〜の執の暴悪の人も惻愍のふの掩ふ
厚〜う〜さ法華又八人臣忠義の感立ちり而して先先種の人
な〜う〜忠言とは〜も〜諫人の中〜も〜く〜して〜る〜不登〜し
又八他ふよせり〜法成り〜く〜き彼と〜思〜く〜さ〜い〜は〜ら
未照官の山子孫振り〜て〜首〜も〜く〜中〜

此中一法華經序〜五白あり

一大猷院極中代安友伴賀書流書流書流はお観々時分
安書よる〜と〜取人書出〜中〜候有〜く伴賀書流〜も〜珍奇の人
は書お〜ぬ〜や〜印元中〜方中〜は〜此人〜の寂然〜と〜劫氣と〜蒙り〜は
者の事〜なる法華經を流〜り〜め〜く其阿伴賀書流も寂然
と〜劫氣と〜蒙り〜は〜た〜も〜只今〜は〜取免〜ん〜と〜上寂然のゆゑ

相成中〜私支配〜内〜も〜く此若器量の仁も〜此外のもの
〜無〜ん〜よ〜〜法華は〜大達〜る若流〜り〜方中〜は〜是時伴賀
書流〜た〜なり〜と〜取人書出〜中〜候有〜く伴賀書流〜も〜珍奇の人
は書お〜ぬ〜や〜印元中〜方中〜は〜此人〜の寂然〜と〜劫氣と〜蒙り〜は
者の事〜なる法華經を流〜り〜め〜く其阿伴賀書流も寂然
と〜劫氣と〜蒙り〜は〜た〜も〜只今〜は〜取免〜ん〜と〜上寂然のゆゑ

直言

此儀式相止ル右の報中者中より中々なく相く周防と及ハ
冥加の由何の上縁の由語りは縁なくとの上縁は縁り
お及事の上中よりハ周防と及私御は物と及物と及ハ
對しられはし中語りは縁なくとの上縁は縁り
西三十二ヶ國共公家取一考の儀ハ事取不目代丈配する
但しと中何の儀と不為の志は縁なく報中より
只た中何の由語りは縁たりとの事と及縁なくの由とハ
中何の由語りは縁なくとの事と及縁なくの由とハ
のしと及縁なくも長崎中何の由と及の由とハ

盡忠

一 徳和萩原深谷の(孫)誠四郎と云ふ論治應也篇海の中は梅
以後亭の由縁中より一事の由縁と書付を中より遠別白次

聖可同を次書しと中者二十年中已前小罪者と云ふ
中何の由語りは縁なくとの事と及縁なくの由とハ
か、田地も有く云義(没入)の由縁中より
中者中何の由語りは縁なくとの事と及縁なくの由とハ
進段以後中何の由語りは縁なくとの事と及縁なくの由とハ
これと中何の由語りは縁なくとの事と及縁なくの由とハ
只た中何の由語りは縁なくとの事と及縁なくの由とハ
中何の由語りは縁なくとの事と及縁なくの由とハ
小及中何の由語りは縁なくとの事と及縁なくの由とハ
方(孫)中何の由語りは縁なくとの事と及縁なくの由とハ
中何の由語りは縁なくとの事と及縁なくの由とハ
て力の難者としし中何の由語りは縁なくとの事と及縁なくの由とハ

幸々な御座り候へども白次郎へ御座り候へども次郎の上り
田地より種有る候へども御座り候へども御座り候へども
田舎合々候へども御座り候へども御座り候へども御座り候へども
いへども御座り候へども御座り候へども御座り候へども御座り候へども
同来々々御座り候へども御座り候へども御座り候へども御座り候へども
流々々々御座り候へども御座り候へども御座り候へども御座り候へども
のさ々々御座り候へども御座り候へども御座り候へども御座り候へども
志々々々御座り候へども御座り候へども御座り候へども御座り候へども
中々々々御座り候へども御座り候へども御座り候へども御座り候へども
中々々々御座り候へども御座り候へども御座り候へども御座り候へども
糧可々々御座り候へども御座り候へども御座り候へども御座り候へども
乞以孫々御座り候へども御座り候へども御座り候へども御座り候へども

幸々御座り候へども御座り候へども御座り候へども御座り候へども
一月お白次郎へ御座り候へども御座り候へども御座り候へども御座り候へども
葉田中御座り候へども御座り候へども御座り候へども御座り候へども
とと御座り候へども御座り候へども御座り候へども御座り候へども
成事々々御座り候へども御座り候へども御座り候へども御座り候へども
被方々々御座り候へども御座り候へども御座り候へども御座り候へども
中々々々御座り候へども御座り候へども御座り候へども御座り候へども
白次郎へ御座り候へども御座り候へども御座り候へども御座り候へども
只かく此を子へ公義有る御座り候へども御座り候へども御座り候へども御座り候へども
厚方深た御座り候へども御座り候へども御座り候へども御座り候へども御座り候へども
御座り候へども御座り候へども御座り候へども御座り候へども御座り候へども御座り候へども
御座り候へども御座り候へども御座り候へども御座り候へども御座り候へども御座り候へども

西徳六年閏二月十二日書
萩原八郎勘定御座り候へども

平八光主人宿而幸成元、以物終を以て、
をさし、
河原、
法公、
有、

忠言

一尾張義重、
乃、
城、
九、
者、
い、

尾、
存、
沙、
下、
存、
竹、
義、
此、
持、
新、
世、

頼朝公
 中宗の御時、相傳りて山城守也。城波し
 重義也。中宗の御時、山城守也。相傳りて山城守也。
 中宗の御時、山城守也。相傳りて山城守也。
 中宗の御時、山城守也。相傳りて山城守也。
 中宗の御時、山城守也。相傳りて山城守也。
 中宗の御時、山城守也。相傳りて山城守也。
 中宗の御時、山城守也。相傳りて山城守也。
 中宗の御時、山城守也。相傳りて山城守也。
 中宗の御時、山城守也。相傳りて山城守也。
 中宗の御時、山城守也。相傳りて山城守也。
 中宗の御時、山城守也。相傳りて山城守也。

中目見やと先知のう（小の増下）まきと改義は任付後より
 因政もも頼りい

謹言

一 紀伊國南紀旣振意代大和郡山と申す内紀及江注中
 以附分内紀及分和分（大和郡山）と申す若と使言は是
 此想意の事一言故の趣り申す年々節以改部想意の
 例も申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す
 家の上のうと右使言は是欲南紀旣振意代と申す
 此意は成り盡すは下共ははははははははははははははははは
 此方家来よとを内紀方と主違て紀伊小和城及江注中
 代をと意は任ら一版とも命し申す申す申す申す申す申す

く新少後一且又平生の跡政事等思ふに
本家の願ふはつたに云く少頃成るは法住僧を
徳山と申す居城もく成地の方在本家(以由)一或人
詩作と好み等以近法徳山雅吟と申す一冊板行
波し以伊友仁東学と信向し伊友未子此家小住(終言
本家分付申す家本中八本家)内未一信より申す此
度と成河(申す也)成り(八家本中七本家)一由
系難仕て有るは百姓も此以後本家と和し申す
常憲院板印代松平重徳と云く縁談形し申す子息
百次郎と云く(徳山表子娘と約束は法申す申す八思
田豊前も及娘のようを此此二三年已外百次郎及
在りたるはく江戸(同及約束も色婚儀相整して一年

福も申す以以後不縁のよう申す申す申す申す(有る思
女ゆり申す申す此一事もて大かしくと為人もお知し申す
平生の物も法礼放遣し申す申す申す申す(垣洩論を
治國の要務の抄と申す申すを信用して政事小我儀成事
有るく申す申す徳山表子の徳山雅吟と云く此八思田を
文章も有る賢君のよう申す申す申す申す(同及)申す
一韓客筆語と書二部又板行は同様崎賞三卷庚凌同
槎二冊少く此内崎賞は長門の儒臣山縣少助留田の
入江若水東武の安友仁寛(同和秋申す申す)藝刃
味木玄軒寺田立草申す詩文續言と云く其内味翁與
松茂治と有る文を付申す味翁は徳山の儒臣萩生想庵
廣治八刻對列の儒臣松浦俊寛(事なり)此書の趣松浦

方より懸念の門守の山録が物と稱賛はる月懸念のこゝろ
誇りゆく波大言書

不循人牆下而走 唐唯韓柳明唯王李自此以外雖
歐蘇諸家亦不屑為

此論有之韓柳めくもさうと稱賛は許めくも無く歐蘇ハ
不屑為との事以上の如く佐の中分とゆふ如く下の非矣
此輩とゆふ新井氏先生も山録の先生は佐の道徳と
てい離人文章めくハ韓柳歐蘇と定論するも如き
中より吾人も道徳といふ如くさうと稱賛は成るといふ

正徳二年七月毎日
小谷勉 未書

一 萩生懸念の事 只今さうと文章ハ我一人と稱す此度同差
所賞とすとの概は佐子九朝鮮人との猶若の詩文

小自力、批判を加へる中ハ一説は萩一以事と稱賞ハ奇
賞と色中いふゆへ奇賞とをいふと奇賞とをいふと先白
も流人氏外と奇賞ハ唐の韓柳明の王李の如くハ中
國とすも文章とすも歐蘇といふも文章は不ゆふとゆふ
近年と奇賞と波う高身山録が物毛村の傷は萩
雨表は節度と海西とゆふとゆふと雨表とすも稱
めてる表方(書物とせし目初めと文章初めりもの
せしり処珍きなる事とる表方(ハ石と遊遊と中い
山録方の書物ハ雨表と南とあると稱すも此處生
も文章とゆふとゆふも此方の字小徳と中事奇特成
事との中ゆふと松浦雨表ゆふとゆふとゆふとゆふ
概ゆふと流人氏外とゆふと一言の表とゆふとゆふ

おんより新井氏も節以と外也この儒者落の嘆お
事正徳二年三月

一 浪白皇子御疎遊と主と今年十四歳めと宮女十七歳こ
中以先又其事とと十二歳のゆあくとあひ

学事

一 紀州津城下書院と誨書の時分百七十八人の種有と
家とらむと席はる常山元徳漢教の日八右の人好とて
祇園と一節と外の高りは百と浦中と中來と常山生
市和と詠書は長と正徳四年三月あり
福原水あり

名場

一 井上氏の記再とと中とゆと場と教事と名場と材女ととと

いふゆえに識も有と事踏入中と先の新井氏おと事倉
の細書と一とたはととくゆり及ひと又右の記は江戸と
も言くとゆり中とゆとそとたはとと外と事名ととと
才識めとと名も言とと名も言とと柱山重就と中尾別の
儒者も今と常の事とと相勸中とゆ此人の母元と成りて
と中も言ととお栗中と此元江戸もも言中とて徳達材辨
天統の禪攝とゆ中と夷元ととあるかゆひ中と公と外と
親小統念成とと高と者もとと共時の事も言と此了統
右の井上氏と名とと儒佛の套儀ととと而時ふ井上
氏讀中と

帝小の道とれいと世せうみの
卷の紙ももありて後とめ

利休めり果報の跡を踏しあれ

菱悪相よりなりし相りい

切しんは是ハ誰知らん小せしんよりあれも夫念致しん
あしを新よ家朝暇をふとてふ新よ家辰たしく梅舞
共栄入以ちよ形んよとく結ん栄入のゆふ此をよ書
付申りて内ふ何しんやあせの介の思ひおとす新辰細
半小致しんてあしんよ物終めく其財を磨くの大名
祓りしめ一回よ言致いこの候と兼てあしぬす秋のゆ
水入ハあかぬあしんをゆん秋あまよ新辰あまよ天下
宵一の足事なりとの八人の死よ臨んで後宮しん際き
此難忘とのハせん宗易一代の物ねあし此辰朝の足事
さふ揃りやんよせゆん口青字

一寛文八年六月有馬玄喬頭掇利十七歳まで卒せりそ
あハ松平漢波る掇重約との息女をりあし二月中旬
以嫁娶あし六月の末つこあし別を悼の歌二首

うさねの掇ふ月をあしき

消し一人の影ハさゆし

ゆめゆめあしゆとあしあし

今一とふ小きりそあし

悼有馬氏

水戸相光國

十有七年胡蝶夢醒來何處後遙淡和薙露此
恨綿々更不消

有馬山い分のさしつれくあしの

消くあしあし人そあし

余吾合戦口條

七月七日柴田及山内先手の小谷柳瀬小治政は白の山内
 余吾の店不残と介馬田末中ちと速水の町と放た有
 て人殺攻山内治(江利)は長瀬の城とな去年より
 柴田伊庭及居城初めちと此方派大岡藤(江を)り町を
 不編遊月山内助らと余吾の店小押也先手の勢ハ東也
 今市府室尾崎(浪波)凍ハ平也馬田末中と治りて大
 岡藤ハ江内よりと山内は尾崎小出治共介流増人殺
 三十八限と中治り云りつる方た山内と出りか
 かと山内は山内根より西之河並山の尾崎小出と城を
 切せ大蛇と築せ共山内柵と振り山内山内と一は
 小よと山内と山内と山内と山内と山内と山内と山内と

東也山内河並山内山内山内山内山内山内山内山内山内
 梅(山内)山内山内山内山内山内山内山内山内山内山内
 加賀守城と藏とは依り治正及馬田山内と中川治と
 末中山内不柴也治正及と山内山内と大岡藤山内と
 海別大田(山内)河内と尾崎治(山内)山内と山内と
 後少く山内と山内と山内と山内と山内と山内と山内と
 河並山内山内山内山内山内山内山内山内山内山内山内
 河並山の尾崎治と山内山内山内山内山内山内山内山内
 馬田山の城と山内と山内と山内と山内と山内と山内と山内
 河(山内)山内山内山内山内山内山内山内山内山内山内
 山内も山内も山内も山内も山内も山内も山内も山内も山内
 久居及山内の山内山内山内山内山内山内山内山内山内山内

次の六丁城を蕨城へ攻めしむ

御り不末年の城は相集り徳守ありて御所と云く此
表の極子以表あり守りもかく時刻と云移大垣の城と
云守りも其城の曙も思向山へ以取然りて依る方
人取と云えおこれに依る方人も人取と教ふも
亦く此一思向山の峯より城を蕨と云わく河並山
のうへもくも思向方の合戦は人取と云教ふも
人上下も目取守りし今日依る方以表の河並通る
幸なれは少くも思向と云わく一畝味方よりたか
ふけて駿と云時信長も先河並山の城の押へ人取
云われ共不もくも思向と云わく二子城へ手おりて
取らく河並の城も思向の合戦と云せんよの思

相集り有願一守りも思向と云わく一畝味方よりたか
ふけて駿と云時信長も先河並山の城の押へ人取

云われ共不もくも思向と云わく二子城へ手おりて
取らく河並の城も思向の合戦と云せんよの思
向と云えおこれに依る方人も人取と教ふも
亦く此一思向山の峯より城を蕨と云わく河並山
のうへもくも思向方の合戦は人取と云教ふも
人上下も目取守りし今日依る方以表の河並通る
幸なれは少くも思向と云わく一畝味方よりたか
ふけて駿と云時信長も先河並山の城の押へ人取
云われ共不もくも思向と云わく二子城へ手おりて
取らく河並の城も思向の合戦と云せんよの思

手出もななく皆一々年刻まり初めお方お合て山公戦
とる中川つり初めお方の軍お成と其後八波味方お入
破りと要領お有り示すお方おく名中川御うく一色の刻
まておて初めお山公戦お成と味方人数逃れてお方お
中川御うく味方の精なりとく人々恨の意おけけと
身お災敷と見中川初め此軍お山公の負おと味方勢
逃れて山公及川口お柳上瀬の上の山お城搦へお川と
中川御と川つり

初めおの負お成と味方逃れて軍お山公及川口お
柳上瀬の上お山と川口お城搦へお諸將おきておれと
山公及川口御と川味方勢お弱とられた此城も山公及川
口お城と一まて逃れてお方お味方の勢お押おけて

逃れてと攻り向く小城中より山公軍とて切ており
名中川御お山公及川口お城搦へお諸將おきておれと
くても山公及川口お城搦へお諸將おきておれと
ろ一切おとてお方お城搦へお諸將おきておれと
名中川御お山公及川口お城搦へお諸將おきておれと
逃れて山公及川口お城搦へお諸將おきておれと
中川御お山公及川口お城搦へお諸將おきておれと
皆てお山公及川口お城搦へお諸將おきておれと
帯お山公及川口お城搦へお諸將おきておれと
府中城搦目よりけと山公及川口お城搦へお諸將おきておれと
府中の城搦目よりけと山公及川口お城搦へお諸將おきておれと
其城とてお山公及川口お城搦へお諸將おきておれと

向ふに別城に於て是れを考ふるに致かくしつゝ其は
向ふに城に於て是れを考ふるに致かくしつゝ其は
勢は保かくしつゝ其は保かくしつゝ其は保かくしつゝ
及何のいふは其の首領を人法軍勢は保かくしつゝ
石余を合戦の地子好終たつゝ其は及甲河河つゝ其は
つゝ其はつゝ其はつゝ其はつゝ其はつゝ其はつゝ其は
の所はつゝ其はつゝ其はつゝ其はつゝ其はつゝ其は
赤細の地知の地をしつゝ其はつゝ其はつゝ其はつゝ
守むつゝ其はつゝ其はつゝ其はつゝ其はつゝ其は

伊達家騷擾

一松平陰奥守及家老をいへる成りて酒井雅お及及宅
印老中石残山家公家老を大振あつゝ其はつゝ其は

東向甲斐不即と成有之及速成城山自公書付有之申虚言
と申次の事（お之伴是安藤公切頼）は其時東向印記
三向申

陰奥守及家老

伊達安藤 南丸記 四方在奈

同

東向甲斐 南丸記 其方印記

同

東向印記 日方記

同

古田志平 老中系有之 不申

同 少書

津屋志平 津子記

新井及家老 少書

石田源吉 其方印記

右河内山家老及三合甲斐公切頼と申すはつゝ其はつゝ其はつゝ
右及中城は達 上岡はつゝ

三月十八日

一於評定不伴達兵部補及田村松後等一は信原之執事松浦
 及八立花右近將監及妻木老左等一及赤井新左等一及同松後
 守及八伴達在江守及河向山守等一及同松平隆興守一門
 赤家身一軍依頼松後信原一初去松浦松後等一赤家身
 一軍一後見仕万事家身大違お決南隆興守とあり之は元弘
 作付より去る兵部補松後等一赤家身一軍一以お決松平一守身
 有人不和れ在家身依頼赤家身一刑罰之族不絶付る
 家中一軍一石段赤家身之令及赤井甲斐不絶れ依頼赤家身
 有人不絶松平一思ふ也一兵部八年赤家身之役と上り入
 不絶れ赤松平一古依守一石段松後等一赤家身一立赤家身不相
 救れ松平一随兵部補被用赤家身依頼赤井一門一赤家身守身向
 伴守身及大是作付守身及官務助等一及赤家身一赤家身市正役

又去松浦山領一赤家身一赤家身在江守とあり之は元弘
 初監事赤家身一古井新左等一赤家身一令赤家身作付守身
 市正役一赤家身一赤家身在江守赤家身一赤家身一

四月二日

右赤井隆興守家身赤家身之水田門赤家身同甲斐一赤家身
 赤家身赤家身田村内赤家身細持赤家身一赤家身赤家身赤家身
 赤家身赤家身赤家身赤家身赤家身赤家身赤家身赤家身赤家身
 赤家身赤家身赤家身赤家身赤家身赤家身赤家身赤家身赤家身

復讐

一二月三日赤家身赤家身赤家身赤家身赤家身赤家身赤家身
 赤家身赤家身赤家身赤家身赤家身赤家身赤家身赤家身赤家身
 赤家身赤家身赤家身赤家身赤家身赤家身赤家身赤家身赤家身

與年集人々中人曰及與年內務中人今位牌の文字の
事有以論徳出—と方換合あり其意不折命や若とも
押分と爲た内務中令所しく想より中神ふ西宮の丸ニ方
寺も諸不中那のす—少く引籠り法事お承たくは法
寺もく内務刀と換集人も換合有人た—云不亮子初命ん
惣札押—とと方た—一門中—法—大帳及—和—其帳中
上組大帳及常々八五作る八和果討—家及も出法及の逃げ
仕の取手お伏何と—臣位并字お知を和—命方人た秋
至—中—一第が内惣札同育のは内務中ん八少く法分の
事指悪も難信を条切抜法爲お手取中法一門中—和—を
中と切抜法集人方一門—中—八衣喧嘩の時々の—と—人
果なりむ集人切抜下仕をたたそ—八早癒なく神ふ御人

自害仕八少く執選しく相忍中ん中ん付高か—定—と毎り
少て同年秋のは大帳及方集人も換札以老殿—内務子
歳十二—少—成—深—八—考—法—も—出—と—中—内務方
一門十三—人—考—友—と—帳—と—り—ひ—浮—人—信—集—人—交—津—言—と
出—時—分—内—務—方—の—考—も—禱—ひ—ひ—中—の—法—信—行—た—れ—討—中
事取分中ん其後何の—と—の—と—と—と—禱—ひ—ひ—た—れ—ぬ—と—く
集人一門—は—與—年—主—と—り—中—考—大—帳—及—換—ひ—を—く—ひ—法—信—は
乞—と—も—禱—ひ—ひ—中—の—考—と—言—何—と—も—執—と—也—と—考—集—人—一—所—も
和—と—厚—く—免—れ—ぬ—と—く—大—帳—及—も—一—所—と—り—ひ—中—の—考—及—法
四年—は—お—と—也—と—り—法—内—務—方—の—考—も—道—中—の—物—指—切—取—と
中—の—深—心—方—も—も—手—負—死—人—と—言—人—の—考—も—其—と—り—ひ—と—り—く
集人—と—禱—ひ—ひ—中—の—考—と—言—外—執—也—は—法—信—中—也—と—言—也—と—也—

教と実常と浪人多く抱き家来も多く持中も御姫深八
 帝と心義（歌討の事）少の南月言世別上下十年計
 少く白く浪人馬と一文書打ちりて一抄も考て根跡大
 七有むる風流ひたした大平と浪人門来よりりつと
 内古門と時中も所押也年人又奥年大常と中人同前
 深八も少中入者介家来十人附切敷一深八を聴と寝ん
 家来中も深八御文も深八御中も少戸松よのせ大常深八の
 首楠よ入江中も集人打焼一為馬とく遠所も少集人
 水く馬よ家より上下十二人あく世成牛也の大橋の助と
 南方家合切結ひ中も集人く深八御今集人切切と
 水道の上小御れ中も深八結と北入集人首と深八中も
 其介家来も切敷一深八方も少相十人計少集人切と

少の首とりてせ牛也道不深八初り人の侍有き方と
 江中も中も少集人首中もハ衣の別三附斗のる
 中も人も物も多くなり花屋なる歌討と中事少集人深八
 南年十七と中も少集人少と少と九歌あて少集人中も深八
 事少今相馬と少中も少と少何少集人少今少集人
 少も今中も九と少と少と少中も少集人少物少集人
 少少中も少少集人少の少少ハ内家切少物少中も少
 少りの少ハ年也と少の少物少と中も少集人書付然少中も少

二月四日

吉田邊角

軒雄

一山桑甚大集つと中浪人浅野内通少集人少集人父母
 妻子も内通少集人少集人成少集人少と又母妻子一不不

の事を用くは信濃の事なり知れり而も内々不^レ禁^レ統^レの^一
以^レ其^レ石^レの^一極^レ子^レ家^レ元^レ江^レ沙^レ法^レ以^レ其^レ名^レを^レ知^レり^一極^レ子^レ前^レ向^レ
節^レ刀^レ及^レ以^レ其^レ名^レを^レ知^レり^一以^レ其^レ名^レを^レ知^レり^一肥^レ後^レち^レ極^レ子^レ中^レ
以^レ其^レ名^レを^レ知^レり^一今^レ夜^レ聖^レ教^レ要^レ録^レを^レ知^レり^一以^レ其^レ名^レを^レ知^レり^一他^レの^一
物^レ極^レ子^レ中^レへ^レを^レ其^レ書^レより^レ知^レり^一極^レ子^レと^レ排^レ誘^レ
は^レ三^レ千^レ載^レ石^レ傳^レ道^レへ^レ我^レ道^レと^レ書^レは^レ其^レと^レ排^レの^一介^レ清^レ子^レ行^レ成^レ
以^レ其^レ名^レを^レ知^レり^一武^レ百人^レ斗^レあり^一以^レ其^レ名^レを^レ知^レり^一極^レ子^レの^一若^レく^レ以^レ其^レ名^レを^レ知^レり^一
極^レ子^レ中^レへ^レを^レ其^レ書^レより^レ知^レり^一以^レ其^レ名^レを^レ知^レり^一極^レ子^レの^一

十月十二日

聊田九三書

弟田對馬錄

奥村國清錄

今枝民江錄

察機

一 國々東海^ノ河^ノ筑^ノ前^ノ中^ノ細^ノ及^ノ伏^ノ見^ノの^一城^ノ攻^ノ成^ノされ^ノり^一を^レ右^ノ
ニ^レ成^レ其^レ功^レと^レ感^レ一^レ以^レ其^レ名^レを^レ知^レり^一極^レ子^レの^一若^レく^レ以^レ其^レ名^レを^レ知^レり^一
を^レ其^レ書^レより^レ知^レり^一以^レ其^レ名^レを^レ知^レり^一極^レ子^レの^一若^レく^レ以^レ其^レ名^レを^レ知^レり^一
以^レ其^レ名^レを^レ知^レり^一極^レ子^レの^一若^レく^レ以^レ其^レ名^レを^レ知^レり^一
感^レ控^レは^レら^レせ^レま^レり^一以^レ其^レ名^レを^レ知^レり^一極^レ子^レの^一

大将名人

一 中山道^ノ信^ノ列^ノ芦^ノ田^ノの^一宿^ノ攻^ノ成^ノされ^ノり^一を^レ右^ノ
山^ノの^一見^ノる^ノ山^ノ河^ノり^一を^レ其^レ名^レを^レ知^レり^一極^レ子^レの^一若^レく^レ以^レ其^レ名^レを^レ知^レり^一
芝^ノ山^ノ河^ノり^一を^レ其^レ名^レを^レ知^レり^一極^レ子^レの^一若^レく^レ以^レ其^レ名^レを^レ知^レり^一
小^ノ加^ノ波^ノ宗^ノ月^ノと^レ苗^ノ家^ノ攻^ノ成^ノの^一一^レ仙^ノ攻^ノの^一代^ノと^レ越^ノ前^ノと^レあり^一極^レ子^レの^一

此宗月代の此城は右城一或時泰の物云の事よ依く
 人と書くと家滅ひしと有り宗月嫡子に初家因縁と
 りしと報前小首し後二方柳(即月見も右佐有又百姓
 芦田と名宗城前もく城代と節む

○大将七人 二ヶ條

一弓井助十郎と申人長久之の合戦小旗り敵に搦入て逃首
 討ちつし経の介は念がよりと 権足柳岡をたて方事
 今川氏真の旗ととる思ひありぬとは思ふも逃首の字や
 百小羽(わさし)左柳(しん)いそ方(う)小旗(し)と上意有く中
 人の音(ね)知(し)角(く)は終(は)終(は)事(事)各別(各)の旗(は)もはん

一宗別(宗)向(向)く信(信)ま(ま)く取(取)合(合)の(の)討(討)甲(甲)別(別)つ(つ)て(て)灰(灰)水(水)盆(盆)の(の)想(想)
 門(門)以(以)核(核)ん(ん)と(と)押(押)迫(迫)合(合)有(有)し(し)時(時)也(也)川(川)日(日)向(向)馬(馬)走(走)の(の)繩(繩)蓋(蓋)の

指(指)拍(拍)紙(紙)の(の)裏(裏)の(の)手(手)紙(紙)う(う)け(け)て(て)ま(ま)ら(ら)し(し)り(り)日(日)向(向)馬(馬)走(走)り(り)而(而)以(以)
 心(心)算(算)の(の)記(記)紙(紙)う(う)け(け)て(て)拍(拍)紙(紙)の(の)門(門)切(切)り(り)ま(ま)り(り)と(と)違(違)り(り)ふ(ふ)は(は)思(思)ふ
 事(事)く(く)わ(わ)し(し)り(り)ぬ(ぬ)日(日)向(向)馬(馬)走(走)り(り)て(て)や(や)い(い)な(な)し(し)け(け)者(者)我(我)場(場)の(の)智
 ひ(ひ)と(と)知(知)る(る)ぬ(ぬ)日(日)向(向)馬(馬)走(走)り(り)ぬ(ぬ)事(事)を(を)て(て)石(石)込(込)道(道)れ(れ)る(る)と(と)思(思)ふ
 時(時)の(の)事(事)ら(ら)お(お)の(の)討(討)の(の)事(事)ら(ら)心(心)算(算)の(の)柳(柳)以(以)想(想)の(の)事(事) 権(権)足(足)柳(柳)岡(岡)
 左(左)城(城)前(前)の(の)事(事)も(も)傳(傳)り(り)ふ(ふ)事(事)を(を)ら(ら)指(指)押(押)を(を)り(り)名(名)算(算)の(の)事(事)を(を)ら(ら)し(し)り(り)
 以(以)半(半)ま(ま)て(て)三(三)宅(宅)法(法)の(の)者(者)に(に)後(後)部(部)と(と)申(申)す(す)姓(姓)と(と)思(思)ふ(ふ)事(事)を(を)ら(ら)し(し)り(り)
 以(以)左(左)柳(柳)の(の)中(中)八(八)竹(竹)者(者)と(と)申(申)す(す)時(時)家(家)康(康)の(の)以(以)使(使)を(を)ら(ら)し(し)り(り)
 以(以)左(左)柳(柳)の(の)中(中)八(八)竹(竹)者(者)と(と)申(申)す(す)時(時)家(家)康(康)の(の)以(以)使(使)を(を)ら(ら)し(し)り(り)
 以(以)左(左)柳(柳)の(の)中(中)八(八)竹(竹)者(者)と(と)申(申)す(す)時(時)家(家)康(康)の(の)以(以)使(使)を(を)ら(ら)し(し)り(り)
 以(以)左(左)柳(柳)の(の)中(中)八(八)竹(竹)者(者)と(と)申(申)す(す)時(時)家(家)康(康)の(の)以(以)使(使)を(を)ら(ら)し(し)り(り)
 以(以)左(左)柳(柳)の(の)中(中)八(八)竹(竹)者(者)と(と)申(申)す(す)時(時)家(家)康(康)の(の)以(以)使(使)を(を)ら(ら)し(し)り(り)

女監

一参(参)別(別)と(と)是(是)計(計)傍(傍)の(の)合(合)戦(戦)小(小)旗(旗)を(を)事(事)と(と)先(先)へ(へ)書(書)込(込)と(と)わ(わ)し(し)り(り)ぬ(ぬ)

此宗月代の城は石壁一或時暮の物云の事より依く
人と書して家滅びしときなり宗月嫡子瓜切取因縁と
りゆく城崩れ有し後云方柳(中目見)品作有又百姓
芦田と名宗城崩れし城代と記す

○大將も人

二七條

一 寺井物十郎と申人長久之の合戦は勝り敵兵探入て逃首
討らるし一河の介は合戦ありとて 権現探聞をいし方本
今川氏真の流しとて思ひあぬ事とは知れし逃首の事や
百少習(か)とてあはれもいしを方う小氣とて上名有とて
人の言は知れしは終りは終り事 各別の際とは知れ

一 宗月代の信言く取合の時甲別れとて庚辰(年)の思
門は猿人とて押迫迫合なり一河也川日向守忠の縄薙の

指物紙の事ありとていけてまらしりなり日向守忠は
心算の河紙をけく指物紙の切しきありとて逃りふは思
ふしかりし日向守忠とてやいたまけ者戦場の習
いと知れぬとてありしものをとて不逃逃れありとて
時の事う介の時的事ういふは切取の事なり 権現探聞
は敵敵ありしとて勝りふ事なり 権現探聞は名ありしとて
の事とて三宅河津河津河津とていふは姓とていふ事
ははたはれし中へ竹者なりとて時 家康公の口使とていふ
ははらるしありしとて大者とて或は信言の事なりとて思
ふ事ありしとて大別の者なりとて名ありしとていふ

女監

一 各別とて計侍の合戦は権現事とて一書はとていふ事

先きに此と命せらる者河りよひて彼ら二番も此のいなり
とて此と小者よ後一右刀取極く地をふ款の方の河井
を却て看く中者鉄砲をひく句ひは此半と元也とてよを
河ひ右刀のそく御まて法砲の業は成切り河井切
まけられぬとて尚先より小峰居る怒の甲の色を打抜
て河井かく討死せしむる其後迫合流りて河井河井と
款を成るく河のそくを討るよとて中流の河井とて
小橋大義義生河りんとかりそくを河りて成りて法砲
とて河りて討りてとて此河井砕易くとて討るは中
と後河井生れとて是名よ人の中より法砲の上よりと
度くの功をく去河井とてと河井法砲とて打殺し
中流の河井と元也母有るく半と元也討死はら歌

東河り河井前とてけが半と元也河り守り此河井討死を
とたなりとて苦いなりとこれ河井の本と共河の首尾は河り
半と河人の中と此河井とて河井とて苦いなりとこれと
中流の河井とて半と元也とて河井とて河井とて河井と
河井とて河井とて河井とて河井とて河井とて河井と
河井とて河井とて河井とて河井とて河井とて河井と
河井とて河井とて河井とて河井とて河井とて河井と

頼朝

一人はとて河井とて河井とて河井とて河井とて河井と
河井とて河井とて河井とて河井とて河井とて河井と
河井とて河井とて河井とて河井とて河井とて河井と
河井とて河井とて河井とて河井とて河井とて河井と
河井とて河井とて河井とて河井とて河井とて河井と
河井とて河井とて河井とて河井とて河井とて河井と

誠敬ありては侍りく而しては男も立ふ中は笑徳をてど
 かりぬく中ぬは正余波事として小戸と居ては正久六
 小戸はかく大寺場と糸入はくは若師とて遊て産物
 取江ありてぬれくゆらぬが洲をも討るらぬくはは
 てゆりゆ有るは後 白洲所縁をて感状もなり

智巧後成各

一水野の屋の取の水やわかち及寸少く寂現 控理極
 御奉云は中々も御同も有く人をも何やらんは振と
 上流人として西園小針とく踏波とく宿とゆらぬた宿
 賃金と行とてはゆれあやしくは中野申老ととも
 而合る業は月々亭主初りの子たひくははるの場
 中は取和り想方の能と梅りゆく丸糸は相亭とては

此子の場後共の事とてハ等しぬ何れも孰く是は今亭
 某と拍合せるをき一いつん中ぬは亭と解の所たひ
 して中々借用ひくハ早迷帰止と申亭とて夫婦はの外
 ねは中ぬ望節よなり亭とく中ぬはを法地を教事よ
 とはたもあ事一は取浪とてくはとぬとせ一とくは
 ゆて果ぬぬとくハ亭と取りゆくは病らぬ事と申宿
 賃の取ぬくは若方小ら来るぬらう一とくは中ぬは目
 的とゆらてき一あると西園(竹)竹と自然舟の舟
 水取の内をたぬらぬるありと有ける中ぬは其後画に往
 控理極(水)取振方な下日向と申右の屋の口
 右の時店取物事(舟)作家(船)の取者(旅人)致して
 六事(門)書(中)女(門)書人(下)備(法)事(法)

百方節出らる久お出ふ節は二耐斗た節及侍節は
其後更にお中一長袴言方とく息女お入も候はる節は
御成の傳書と執事とく一く少元は御成の節は
作付らんと是候波一はまは此の節は東取は飛騨
振り中はたし中分有くは此の節は成一言と中分
は事よとく無くは但一國の節は天下分目の節は
少味方お中りく少利運とくは成りお成此の節は
少利運の御成とく子孫とくも成り御成とく是候
は東吉とく是とく少元は是れ是れは御成とく是候
おさたはりくはお成御成とく御成は御成とく是候
少元お中りくは是今この御成とくは御成とくは御成
御成とくは御成とくは御成とくは御成とくは御成
御成とくは御成とくは御成とくは御成とくは御成

お成せ中は御成此の節は御成一人お成是候と生
害も及ひは事親子の是是力お成とくは御成とく
は此お入も事と御成と入は日はの是とくは御成
お成御成は御成下は御成御成は御成とくは御成
はくは御成は御成は御成は御成は御成は御成は
中は御成は御成は御成は御成は御成は御成は
御成は御成は御成は御成は御成は御成は御成は

忠告

一松平公依ち及先祖山内對馬守及事一任長の耐山内御成
とくはくは御成は御成は御成は御成は御成は御成は
御成は御成は御成は御成は御成は御成は御成は
御成は御成は御成は御成は御成は御成は御成は
御成は御成は御成は御成は御成は御成は御成は

婦人の初めはよくいふ事ありきなりても先ん
 る事なくし中をさる事ありし中より六斗作事し中より六
 斗白紙を賣馬ありし河の根なり是事なる馬より
 りゆに戦場ありし大将の正目よりおれりして御も
 足下物より成功なり運法中の物なり馬物具板
 群よりゆへ人先より大将の正目なりゆへにゆへに
 賣馬買馬のりゆへにゆへにゆへにゆへにゆへにゆへに
 有餘ゆへにゆへにゆへにゆへにゆへにゆへにゆへに
 何物ゆへにゆへにゆへにゆへにゆへにゆへにゆへに
 中よりゆへにゆへにゆへにゆへにゆへにゆへにゆへに
 流のりゆへにゆへにゆへにゆへにゆへにゆへにゆへに
 ゆへにゆへにゆへにゆへにゆへにゆへにゆへにゆへに

まひやる事なまの急用とゆへにゆへにゆへにゆへにゆへに
 それゆへにゆへにゆへにゆへにゆへにゆへにゆへに
 中よりゆへにゆへにゆへにゆへにゆへにゆへにゆへに
 流のりゆへにゆへにゆへにゆへにゆへにゆへにゆへに
 ゆへにゆへにゆへにゆへにゆへにゆへにゆへにゆへに
 中よりゆへにゆへにゆへにゆへにゆへにゆへにゆへに
 流のりゆへにゆへにゆへにゆへにゆへにゆへにゆへに
 ゆへにゆへにゆへにゆへにゆへにゆへにゆへにゆへに
 中よりゆへにゆへにゆへにゆへにゆへにゆへにゆへに
 流のりゆへにゆへにゆへにゆへにゆへにゆへにゆへに
 ゆへにゆへにゆへにゆへにゆへにゆへにゆへにゆへに

中島中兵衛のあひるんも成合せたくて託言波し金銀の海に
十倍の波し一匹一匹の命の免れりしと申す言
中島中兵衛のあひるんも成合せたくて託言波し金銀の海に
船も早速海にわたりしと又者船をせし大失火をうせ
言んやしも延焼しりし一打しはるやんわひるんは何れも
界りやん作し紙紙十紙もよせし波をせし八十知しはれや
しはる碧くしとやし一紙やん海を指し候又と指し
高きうわひるんとし海にりりしと知波をせやん領史
の月よ金子山のぬく波やん大失火をせしと申す言
海にわたりしと申す言海を指し候又と指し
あつれも日本に連しきあり候と云義(中島中兵衛)
下は島ありしと申す言連しき入る候わひるんやん金銀に
何れも免れりしと申す言(中島中兵衛)候と云義(中島中兵衛)

蘭砲の者は佐佐木者守と申す(中島中兵衛)の妻子眷族を
那波佐佐木と申す(中島中兵衛)の妻子眷族を
おの連りしと申す言(中島中兵衛)の妻子眷族を
海に那と申す言(中島中兵衛)の妻子眷族を
の中分と申す言(中島中兵衛)の妻子眷族を
中島中兵衛の妻子眷族を(中島中兵衛)の妻子眷族を
りしと申す言(中島中兵衛)の妻子眷族を
に連りしと申す言(中島中兵衛)の妻子眷族を
大敵尻極御威は遊衣わひるんの子と長崎わひるん
作付し程年衣のわひるん日本にありしと申す言(中島中兵衛)
波をせしと申す言(中島中兵衛)の妻子眷族を
船にわひるん(中島中兵衛)の妻子眷族を

りく打く控やより一法中にて時時諸事大切の事とて世に
 爲る事なくとてあはく言ふ事なく脚巻とぬき二三男も
 河の河にけりし丸橋に於て此は使はれ或は其より少くゆり
 河に小舟に於て諸事子に實はれし事ゆり此の半程く
 一山ありとて此の山より一法中にて時時諸事大切の事とて世に
 爲る事なくとてあはく言ふ事なく脚巻とぬき二三男も
 河の河にけりし丸橋に於て此は使はれ或は其より少くゆり
 河に小舟に於て諸事子に實はれし事ゆり此の半程く
 一山ありとて此の山より一法中にて時時諸事大切の事とて世に
 爲る事なくとてあはく言ふ事なく脚巻とぬき二三男も
 河の河にけりし丸橋に於て此は使はれ或は其より少くゆり
 河に小舟に於て諸事子に實はれし事ゆり此の半程く
 一山ありとて此の山より一法中にて時時諸事大切の事とて世に
 爲る事なくとてあはく言ふ事なく脚巻とぬき二三男も

ちぬより強き者方(使者とせし)りて或は病にぬれし
 病にぬれし者もさし給ふ事ありて一とて一とて一とて一とて
 定る今よ丹後とぬしとて諸事なく一とて一とて一とて一とて
 形にぬれし日中いさひり武にぬれしとて諸事なく一とて一とて一とて一とて
 美ふしとていさひり武にぬれしとて諸事なく一とて一とて一とて一とて

神功征韓之主意

一神功皇后新羅退治の事景行天皇より起りし事景行天皇の
 景行天皇の時よりして一法中にて時時諸事大切の事とて世に
 爲る事なくとてあはく言ふ事なく脚巻とぬき二三男も
 河の河にけりし丸橋に於て此は使はれ或は其より少くゆり
 河に小舟に於て諸事子に實はれし事ゆり此の半程く
 一山ありとて此の山より一法中にて時時諸事大切の事とて世に
 爲る事なくとてあはく言ふ事なく脚巻とぬき二三男も
 河の河にけりし丸橋に於て此は使はれ或は其より少くゆり
 河に小舟に於て諸事子に實はれし事ゆり此の半程く
 一山ありとて此の山より一法中にて時時諸事大切の事とて世に
 爲る事なくとてあはく言ふ事なく脚巻とぬき二三男も

中世をへ何の擧ひもせず事なれ中世へ東辰の志を感
ずるに清く白くせよ海法王の韓を始り六王法軍事と有り
り孫王知者くもあらず韓の地は日本府と云りて韓を
割りし事なり聖徳太子より日本府の威を以て韓を中世
と爲しし事と傳ひ日出處の天子日没處の天子書と傳り
り戸部卿^ヒが隋煬帝以の外伝えり中世より日本
不迫りた威なりとれり韓を日本府の領と云り
是ハ神功の傳りし事なり其の事なり孫王の志をこま
ひして下す

秦氏新説并郭姓

一日平北秦氏と日本姓氏録に秦の扶蘇の子孫のり有るは
姓氏録の上代の書不吟味なり事とも少くせん扶蘇ハ始

皆初一府北方上郡三十万の兵以監軍として卯小原の
趙高二世皇帝の命と矯りて死と揚は扶蘇と遠方
不愜成事抑率成敗の報不寄りたは天姓小原なり
人としてひきく自教のり史記に有るは支有東坡り
論もあつたは虚説なりせんは是府に蒙恬といふ
猛将三十万の大將として小方と鎮して府に去監軍
として始皇の嫡子として居りて一旦不愜成事と云
自害の事ハ支有の事と云はるは自害のり云せん
辛上郡ハ遼東の隣と云はる韓の地ハ法也りのを
朝鮮のりてり小枝條ゆりり有るは是ハ多分扶蘇の子
孫と云ふは是れ日也ハ韓より枝條の子孫ありり
とのふくは韓の時も小原韓馬韓等の外ハ秦韓と

中旗は徳川家の旗の中へ見定て陣の介證さす内法部
家老將た道何の事もなきも御斗ら 権現権沖海へ
切城り正二正二の働中へ始りハ少勢なる様事と云ふ
沖旗本切城り 権現権沖流遊されあふあられぬ
以る本多中將相向ひて中へ上意を本多世臣に
た道ハせし款とあり今内中何方の強勁静り中へた道
むをり働く法人感と云ふ其境たをと法部が捕前も
如く軍謀を身中へ度とハ信田中絶反討にハ御律兵
改及くた道遠く法部と云ふ其境たをと法部が捕前も
とて中へ内法部と云ふ其境たをと法部が捕前も
中へ内法部と云ふ其境たをと法部が捕前も
働り本多中將相向ひて中へ上意を本多世臣に

高ねく中へ内法部の取と云ふ其境たをと法部が捕前も
はらと外法部と云ふ其境たをと法部が捕前も
要事の中へ内法部の取と云ふ其境たをと法部が捕前も
法部の中へ内法部の取と云ふ其境たをと法部が捕前も
ては内法部と云ふ其境たをと法部が捕前も
とて中へ内法部の取と云ふ其境たをと法部が捕前も
武官の中へ内法部の取と云ふ其境たをと法部が捕前も
中へ内法部の取と云ふ其境たをと法部が捕前も
とて中へ内法部の取と云ふ其境たをと法部が捕前も
中へ内法部の取と云ふ其境たをと法部が捕前も
とて中へ内法部の取と云ふ其境たをと法部が捕前も
中へ内法部の取と云ふ其境たをと法部が捕前も
とて中へ内法部の取と云ふ其境たをと法部が捕前も
中へ内法部の取と云ふ其境たをと法部が捕前も
とて中へ内法部の取と云ふ其境たをと法部が捕前も

城下うゝいゝの歌も幾分そへ十一つも御利下有と
とほり好もあ事一必き討死と海定ちるる方へ今欲死
死誠もあ老母と塚中より竊へ回れとて主区とこれ今
中へ討死と老母とこれいふ事とていふ事とていふ事と
今欲死の軍小き人死ねるるいふ事とていふ事とて
事とていふ事とていふ事とていふ事とていふ事とて
主人のあふ討死はるるいふ事とていふ事とていふ事と
事とていふ事とていふ事とていふ事とていふ事とて
おゆん共後たはに討死とていふ事とていふ事とていふ事
順慶家来とていふ事とていふ事とていふ事とていふ事
討死とていふ事とていふ事とていふ事とていふ事とて

法名惟新とていふ事とていふ事とていふ事とていふ事
からとていふ事とていふ事とていふ事とていふ事とて
かりとていふ事とていふ事とていふ事とていふ事とて
及の跡とていふ事とていふ事とていふ事とていふ事とて
信津とていふ事とていふ事とていふ事とていふ事とて
少強付の本とていふ事とていふ事とていふ事とていふ事
向ふとていふ事とていふ事とていふ事とていふ事とて
とていふ事とていふ事とていふ事とていふ事とていふ事
又志とていふ事とていふ事とていふ事とていふ事とて

一雨森あお物終とていふ事とていふ事とていふ事とていふ事
中へおとていふ事とていふ事とていふ事とていふ事とて

は備前諸國より有るは古對列の八幡根を以ては宇佐共
後の事とて神功皇太后新羅と遷居して神代宮の對列
より神代宮の流砂より移りしめて此以後我精靈此旗あり
かゝく此旗の字樣とて言はる長く異國と稱す此地
と年より言はるるは其也一人之儀は祀ひして廟に
之中より其八幡と名付ゆは今より亦言付らるる人七有る
年二月十有祭礼有る元ハ對列より自力より其
此今の家とて此旗祀ひて取らる八幡の流し是とて
としてとてゆき彼を聖母の廟とて言はるる是も亦切
皇太后と祀ひゆ

一回人物傳は龜卜の事上代八日日本にも有るは其今

唐より傳りし中ハ其は知る所は後代吉田家にも其
中ハ常憲院極印代、東野大寺舎の時分龜板約
禮有る、有龜板約中ハ公家方にも其法を人も知
る人其の生龜板約中ハ其板の介具く龜板約
今對列の人ハ高地より、此對列ハ龜卜の法約ありは只
より形ハ其部と半方ひむたは其後中ハ其の
甲冑トハ一時分内より少りより穿ち中ハ一寸
と爲く彼ハ中ハ其對列鑽龜とて事ハ其對列あり
たりの本と中ハ刺有るは其の夫板著の地は
之先ハ大板付らる彼板ハ其板内より約中ハ其の
切らるる入らる紋が中ハ其對列の龜と中ハ其の板の

戸されぬ達印開きく説ふかふは兼なり感感とふふ
未熟と言ふはさしこのよしはたしとん存名と云ふは
長年事との結解と云ふはさしこのよしはたしとん存名と云ふは
新堀村の事傳ふはさしこのよしはたしとん存名と云ふは
馬場川の事傳ふはさしこのよしはたしとん存名と云ふは
事との事傳ふはさしこのよしはたしとん存名と云ふは
事との事傳ふはさしこのよしはたしとん存名と云ふは
事との事傳ふはさしこのよしはたしとん存名と云ふは
事との事傳ふはさしこのよしはたしとん存名と云ふは

文政十二年己丑夏自五月十五日於益城破用卿重見山起筆

全二十日上卷畢之

中村直衛

